

保医第168号  
令和8年3月16日

医療・福祉施設等代表者 各位

岡山県知事 伊原木 隆太

令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金について  
(国の重点支援地方交付金活用事業)

県では、物価高騰の長期化を受け、「令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金」を創設しました。

申請期間は、令和8年3月19日(木)から4月20日(月)までとなります。

申請方法、支給要件、問合せ先等を記載した同封の「令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金の御案内」を確認の上、申請期間内に「交付申請書兼請求書」(様式第1号)を提出してください。

■事務担当

岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援センター

電話：086-226-7865

平日9:00~17:00(12:00~13:00を除く)

Mail：bukkakoutou@pref.okayama.lg.jp



## 令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金の御案内

この支援金は、物価高騰長期化の影響を受けているものの、公定価格により運営されているため、患者、利用者等に光熱水費や食材料費などの負担を転嫁できない医療施設、福祉施設等の安全・安心で質の高い医療、福祉サービス等の維持を目的として、交付するものです。

<b>申請期間</b>	
令和8(2026)年3月19日(木)～4月20日(月)	
<b>申請方法(簡単・便利な電子申請がおすすめです！)</b>	
<b>電子申請の場合</b> (申請期限：4月20日(月) 23:59)	
・下記URL又はQRコードよりアクセスの上、申請してください。	
<a href="https://bokform.jp/Bok/bukkakoutou2026">https://bokform.jp/Bok/bukkakoutou2026</a>	
ログインID	【同封の申請書(1行目)記載の個別番号10～11桁】
パスワード	【同封の申請書(1行目)記載のパスワード8桁】
<b>郵送の場合</b> (申請期限：4月20日(月)の消印有効)	
・同封の申請書兼請求書(様式第1号)に必要事項を記入の上、下記まで郵送してください。	
【送付先】〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援センター あて	
配達状況は県では確認できませんので、ご希望の方は郵便局の「郵便追跡サービス」等のご利用をお勧めします。	
<b>提出書類</b>	
① 令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)	
② 振込先が分かる書類(預金通帳等)の写し (別紙：預金通帳等の写しの注意事項を参照)	
<b>お問い合わせ先</b>	
岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援センター (電話) 086-226-7865 (受付時間) 平日9時から17時まで (メール) bukkakoutou@pref.okayama.lg.jp (12:00～13:00を除く)	

- ・ 申請前に必ず岡山県ホームページに掲載している交付要綱・Q&Aをよくお読みになってから申請してください。

○ 岡山県ホームページ

「令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金」で検索

URL: <https://www.pref.okayama.jp/page/1018379.html>



裏面【支援金申請にあたっての留意事項】も必ず確認してください。



## 【支援金申請にあたっての留意事項】

支給要件（次の要件全てに対して、宣誓又は同意することが必要です。）

- ①対象施設は、別表1に掲げる施設で県内に所在すること。
- ②別表3に掲げる不支給要件に該当しないこと。
- ③令和8年2月1日以前に運営を開始し、申請日時点で運営を継続している施設で、今後も事業を継続する意思があること。
- ④県税に滞納がないこと。
- ⑤申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に該当しないこと。
- ⑥支援金の申請は同一の申請者に対し、一度に限ること。
- ⑦申請内容に虚偽がなく、後日不正受給が判明した場合は、支援金の返還に応じること。
- ⑧県が関係書類の指導、調査等を行う際は、誠意をもって対応すること。

※今回申請書をお送りしている施設においても、別表3（不支給要件）に該当する場合など、支給対象とならない場合がありますので、必ずご確認をお願いします。

## 申請書兼請求書（様式第1号）の記載事項

### 「1 申請者」欄

- ・施設名等を省略せず記入してください。

### 「2 申請額」欄の算定方法

- ・別表1の施設種別、施設形態、施設区分に応じた基準額が申請額となります。
- ・医療施設、児童養護施設、障害福祉施設、高齢者施設の一部では、令和7年4月1日～令和8年2月1日の間の最大稼働病床数、最大稼働定員数に応じて算定します。

【定数による算定例】定員50人の障害福祉施設の入所施設、施設入所支援で最大稼働定員数が48人の場合

区分番号：05障害福祉施設等－01入所施設－01施設入所支援 分類「P」

基準額：基本額21.1万円、定員加算2.8万円／1定員……（別表1より）

申請額：基本額21.1万円＋定員加算（2.8万円×48人）＝**155.5万円**

- ・令和7年4月2日以後に運営を開始した施設は、運営開始時期に応じて、別表2で定める月割率を乗じて算定します。
- ・分類「I」「O」の事業所は、所在地により中山間地域等加算が生じる場合があります。別表4の中山間地域等加算対象地域一覧をご確認ください。

### 「3 口座情報」欄

- ・金融機関名、口座名義等は正確に記入してください。
- ・併せて、振込先の金融機関名、口座番号、口座名義などが分かる書類（預金通帳等）の写しを提出してください。（別紙「預金通帳等の写しの注意事項」を参照）

### 「4 誓約（支給要件等チェック項目）」欄

- ・よくお読みいただき、支給要件を満たしていることを確認の上、全ての□欄に✓を記入してください。（チェックがないものは受け付けることができません。）

## その他

本支援金は施設区分ごとに申請できます。そのため、一施設に複数の御案内が届く場合がありますので、個別番号に応じて適切に申請いただきますようお願いいたします。

◆この事業は国の「重点支援地方交付金」を財源として実施します。

# 記入例(表面)

電子申請の場合、個別番号(10桁~11桁)とパスワード(8桁)の入力が必要です。  
書き損じ等で新しい申請書用紙を使用する場合は必ず「個別番号」を記載してください

個別番号	050101****	パスワード	1234****	様式第1号
施設種別	施設形態	施設区分	施設名	【分類】
05 障害福祉施設等	01 入所施設	01 施設入所支援	障害者支援施設 おかやま園	P

記入日： 令和 8 年 3 月 〇 日

## 令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金について、下記のとおり申請及び請求します。

《申請額について》  
①右上部の【分類】のアルファベットをご確認ください

### 1 申請者

申請者	施設名	障害者支援施設 おかやま園			
	施設所在地	岡山市北区内山下二丁目4番6号			
	運営法人名	社会福祉法人 おかやま会			
	代表者名 (個人事業者名)	理事長 岡山 太郎			
連絡先	担当者名	所属	フリガナ	オカヤマ	ハナコ
		総務課	氏名	岡山	花子
	電話番号	086-1234-XXXX (日中に連絡が取れる携帯番号等)		メールアドレス	okay***@*****.co.jp

### 2 申請額

◎右上部記載の【分類】(A~R)に当てはまる欄に記入してください。

②記入例の場合は「P」欄に記入

【分類】A	(533.5万円 + 8.8万円 × 病床 <sup>※</sup> 床)	×	月	÷14月 =	円
【分類】B	(426.8万円 + 6.4万円 × 病床 <sup>※</sup> 床)	×	月	÷14月 =	円
【分類】C	(213.4万円 + 3.3万円 × 病床 <sup>※</sup> 床)	×	月	÷14月 =	円
【分類】D	(106.7万円 + 3.3万円 × 病床 <sup>※</sup> 床)	×	月	÷14月 =	円
【分類】E	(26.6万円 + 4.0万円 × 病床 <sup>※</sup> 床)	×	月	÷14月 =	円
【分類】F	(7.4万円 + 4.8万円 × 病床 <sup>※</sup> 床)	×	月	÷14月 =	円
【分類】G	12.7万円	×	月	÷14月 =	円
【分類】H	7.4万円	×	月	÷14月 =	円
【分類】I	(7.4万円 + 2.4万円 × 加算)	×	月	÷14月 =	円
【分類】J	(160.0万円 + 2.8万円 × 定員 <sup>※</sup> 名)	×	月	÷14月 =	円
【分類】K	(42.5万円 + 2.8万円 × 定員 <sup>※</sup> 名)	×	月	÷14月 =	円
【分類】L	(21.1万円 + 1.9万円 × 定員 <sup>※</sup> 名)	×	月	÷14月 =	円
【分類】M	21.1万円	×	月	÷14月 =	円
【分類】N	6.2万円	×	月	÷14月 =	円
【分類】O	(6.2万円 + 2.4万円 × 加算)	×	月	÷14月 =	円
【分類】P	(21.1万円 + 2.8万円 × 定員 <sup>※</sup> 48名)	×	14	月 ÷14月 =	1,555,000 円
【分類】R	(42.5万円 + 1.9万円 × 定員 <sup>※</sup> 名)	×	月	÷14月 =	円

千円未満切り捨て

※R7.4.1~R8.2.1の間の最大稼働定員数を記載してください。別表2の月割率を参考に数字を記載してください。

### 3 口座情報

振込先	金融機関及び店舗名	金融機関コード	店舗コード	預金種別	口座番号 (右詰めで記入)
	岡山 銀行 農協 金庫・信組 県庁 支店	123*99*	1	普通 2当座 9その他	0999****
	口座名義 (カタカナ)	フク)オカヤマカイ			

※ 口座名義は申請者と一致していること。

裏面に続く

支給要件、誓約、最終確認の欄をご確認いただき、  
全ての口欄に✓が無いものは受付できません。

4 誓約（支給要件等チェック項目）

※下のすべての口欄に✓が無いものは受け付けることができません。

支給要件（交付要綱、Q&Aを参照してください。）	
<input checked="" type="checkbox"/>	<p>次の対象外要件に該当していませんか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年2月2日以後に運営を開始した施設</li> <li>・申請日時点で休止中の施設、又は休止・廃止予定のある施設</li> <li>・県税の滞納がある施設</li> <li>・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当する施設</li> </ul>
<input checked="" type="checkbox"/>	<p>次の施設区分ごとの対象外要件に該当していませんか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院及び医科・歯科診療所のうち保険医療機関の指定を受けていないもの</li> <li>・助産所のうち令和7年4月1日から令和8年2月1日までの間に、分娩取扱実績の無いもの</li> <li>・歯科技工所のうち保険医療機関指定のない医療機関等を主な取引先とするもの</li> <li>・施術のための独立した専用施設（ビルの一室等を施術のために占有しているものを含む。）を持たない、又は令和7年4月1日から令和8年2月1日までの間に、公的医療保険（療養費）の対象となる施術の実績の無い施術所（あんま・はり・きゅう・柔道整復）</li> <li>・薬局のうち保険薬局の指定を受けていないもの</li> <li>・子ども・子育て支援法第31条第1項に基づく市町村長の確認を受けていない保育所、幼稚園又は認定こども園</li> <li>・子ども・子育て支援法第43条第1項に基づく市町村長の確認を受けていない地域型保育事業所</li> <li>・児童福祉法第59条の2第1項の届出を行っていない認可外保育施設（なお、児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を目的とする認可外保育施設については、届出を行っているものも対象外とする。）</li> <li>・子ども・子育て支援法第59条に基づき市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業に該当しない放課後児童クラブ</li> <li>・福祉施設（障害・高齢）のうち行政当局の指定、届出の無いもの</li> </ul>
誓約	
<input checked="" type="checkbox"/>	<p>私は、令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金を申請するにあたり、交付要綱及びQ&amp;Aに掲げる内容を理解し、申請内容に虚偽がないことを誓約します。なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。</p>
最終確認	
<input checked="" type="checkbox"/>	<p>申請内容・口座情報及び誓約（支給要件等チェック項目）に間違いはありません。</p>

5 提出書類

- ①令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し（別紙「預金通帳等の写しの注意事項」を参照）
  - ※通帳表紙と通帳の2ページ目（カタカナでの名義・口座番号が記載されている部分）の写し
  - ※ゆうちょ銀行の場合は、通帳の3ページ目（店名・店番、口座番号）の写しも添付してください。
  - ※電子申請の場合は、PDFファイル又は写真データ（JPEG、PNG等）を添付し、提出してください。（Word、Excelは不可）

本申請書兼請求書のほか、  
振込先が分かる書類の写しが必要です。

6 申請期限

【電子申請】令和8年4月20日(月) 23:59 【郵送】令和8年4月20日(月)の消印有効

別表 1

施設種別		施設形態		施設区分		分類	基準額
01	医療施設等	01	医療施設	01	病院（高度救命救急センター） ・病床加算※ 1	A	基本額 533.5 万円 8.8 万円／1 床
				02	病院（救命救急センター、 周産期母子医療センター） ・病床加算※ 1	B	基本額 426.8 万円 6.4 万円／1 床
				03	病院（200 床以上） ・病床加算※ 1	C	基本額 213.4 万円 3.3 万円／1 床
				04	病院（100 床以上 200 床未満） ・病床加算※ 1	D	基本額 106.7 万円 3.3 万円／1 床
				05	病院（100 床未満） ・病床加算※ 1	E	基本額 26.6 万円 4.0 万円／1 床
				06	有床診療所（19 床以下） ・病床加算※ 1	F	基本額 7.4 万円 4.8 万円／1 床
				07	無床診療所	G	12.7 万円
				08	歯科診療所		
		02	関係施設	01	助産所（分娩取扱施設のみ）	H	7.4 万円
				02	指定訪問看護ステーション （健康保険法のための指定を受けて いるものに限る）	I	7.4 万円 〔中山間地域等加算 ※ 2〕 上記に 2.4 万円を加算
				03	歯科技工所	H	7.4 万円
				04	施術所 （あんま・はり・きゅう・柔道整復）		
		02	薬局	01	薬局	H	7.4 万円
		03	保育所等	01	通所施設	01	保育所
02	幼稚園 （施設型給付を受けているもののみ）						
03	幼稚園型認定こども園						
04	保育所型認定こども園						
05	幼保連携型認定こども園						
06	地域型保育事業所						
07	認可外保育施設（居宅訪問型保育 事業を目的とするものを除く）						
08	放課後児童クラブ						
04	児童養護施設等	01	入所施設	01	児童養護施設 ・定員加算※ 1	L	基本額 21.1 万円 1.9 万円／1 定員
				02	児童心理治療施設 ・定員加算※ 1		

別表 1

施設種別	施設形態		施設区分		分類	基準額
04 児童養護施設等	01 入所施設		03 乳児院 ・定員加算※1	L	基本額 21.1 万円 1.9 万円/1 定員	
			04 地域小規模児童養護施設 ・定員加算※1			
			05 ファミリーホーム ・定員加算※1			
			06 自立援助ホーム ・定員加算※1			
	02 その他		01 里親	N	6.2 万円	
	05 障害福祉施設等	01 入所施設		01 施設入所支援 ・定員加算※1	P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員
02 共同生活援助 (100 人以上) ・定員加算※1				K	基本額 42.5 万円 2.8 万円/1 定員	
03 共同生活援助 (100 人未満) ・定員加算※1				P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員	
04 福祉型障害児入所施設 ・定員加算※1				P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員	
05 医療型障害児入所施設 (200 人以上) ・定員加算※1				J	基本額 160.0 万円 2.8 万円/1 定員	
06 医療型障害児入所施設 (100 人以上 200 人未満) ・定員加算※1				K	基本額 42.5 万円 2.8 万円/1 定員	
07 医療型障害児入所施設 (100 人未満) ・定員加算※1				P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員	
08 短期入所 ・定員加算 (専用床のみ) ※1				P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員	
09 救護施設 ・定員加算※1				P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員	
02 通所施設			01 療養介護	M	21.1 万円	
			02 生活介護			
			03 自立訓練(生活・機能)			
			04 宿泊型自立訓練			
			05 就労移行支援			
			06 就労継続支援 A 型			
	07 就労継続支援 B 型					

別表 1

施設種別		施設形態		施設区分		分類	基準額
05	障害福祉施設等	02	通所施設	08	児童発達支援	M	21.1万円
				09	放課後等デイサービス		
				10	授産施設		
		03	その他	01	居宅介護	O	6.2万円 〔中山間地域等加算 ※2 上記に2.4万円を加算〕
				02	重度訪問介護		
				03	同行援護		
				04	行動援護		
				05	就労定着支援		
				06	就労選択支援		
				07	自立生活援助		
				08	居宅訪問型児童発達支援		
				09	保育所等訪問支援		
				10	計画相談支援		
				11	地域移行支援		
12	地域定着支援						
13	障害児相談						
06	高齢者施設等	01	入所施設	01	介護老人福祉施設（100人以上） ・定員加算※1	R	基本額 42.5万円 1.9万円/1定員
				02	介護老人福祉施設（100人未満） ・定員加算※1	L	基本額 21.1万円 1.9万円/1定員
				03	介護老人保健施設（100人以上） ・定員加算※1	R	基本額 42.5万円 1.9万円/1定員
				04	介護老人保健施設（100人未満） ・定員加算※1	L	基本額 21.1万円 1.9万円/1定員
				05	介護医療院（100人以上） ・定員加算※1	R	基本額 42.5万円 1.9万円/1定員
				06	介護医療院（100人未満） ・定員加算※1	L	基本額 21.1万円 1.9万円/1定員
				07	短期入所生活介護 ・定員加算（専用床のみ）※1	L	基本額 21.1万円 1.9万円/1定員
				08	短期入所療養介護（みなし指定を除く） ・定員加算（専用床のみ）※1	P	基本額 21.1万円 2.8万円/1定員
				09	特定施設入居者生活介護 （100人以上）※3 ・定員加算※1	K	基本額 42.5万円 2.8万円/1定員
				10	特定施設入居者生活介護 （100人未満）※3 ・定員加算※1	P	基本額 21.1万円 2.8万円/1定員
				11	認知症対応型共同生活介護 ・定員加算※1	P	基本額 21.1万円 2.8万円/1定員

別表 1

施設種別	施設形態	施設区分	分類	基準額
06 高齢者施設等	01 入所施設	12 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・定員加算※1	P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員
		13 地域密着型特定施設入居者生活介護 ※3 ・定員加算※1	P	基本額 21.1 万円 2.8 万円/1 定員
		14 養護老人ホーム (100 人以上) ・定員加算※1	R	基本額 42.5 万円 1.9 万円/1 定員
		15 養護老人ホーム (100 人未満) ・定員加算※1	L	基本額 21.1 万円 1.9 万円/1 定員
		16 軽費老人ホーム (100 人以上) ・定員加算※1	R	基本額 42.5 万円 1.9 万円/1 定員
		17 軽費老人ホーム (100 人未満) ・定員加算※1	L	基本額 21.1 万円 1.9 万円/1 定員
		02 通所施設	01 通所介護	M
	02 通所リハビリテーション (みなし指定を除く)			
	03 小規模多機能型居宅介護			
	04 看護小規模多機能型居宅介護			
	05 認知症対応型通所介護			
	06 地域密着型通所介護			
	03 その他	01 訪問介護	O	6.2 万円 (中山間地域等加算 ※2 上記に 2.4 万円を加算)
		02 訪問入浴介護		
		03 訪問看護 (みなし指定を除く)		
		04 夜間対応型訪問介護		
		05 訪問リハビリテーション (みなし指定を除く)		
		06 居宅療養管理指導 (みなし指定を除く)		
		07 定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
		08 居宅介護支援		
		09 福祉用具貸与		

※ 施設区分の適用は、令和 8 年 2 月 1 日時点の許可病床数及び指定を受けた定員数とする。

※ 1 病床加算、定員加算は、令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 2 月 1 日間の最大稼働病床数、最大稼働定員数を対象とする。

※ 2 本支援金における中山間地域等加算は、別表 4 の介護保険における特別地域加算及び中山間地域等小規模事業所加算対象地域（障害福祉サービス等における特別地域加算対象地域）に所在する事業所のみを対象とする。

※ 3 養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。

別表 2

施設の運営開始日	月割率	施設の運営開始日	月割率
～令和7年4月1日	14/14	令和7年9月2日～令和7年10月1日	8/14
令和7年4月2日～令和7年5月1日	13/14	令和7年10月2日～令和7年11月1日	7/14
令和7年5月2日～令和7年6月1日	12/14	令和7年11月2日～令和7年12月1日	6/14
令和7年6月2日～令和7年7月1日	11/14	令和7年12月2日～令和8年1月1日	5/14
令和7年7月2日～令和7年8月1日	10/14	令和8年1月2日～令和8年2月1日	4/14
令和7年8月2日～令和7年9月1日	9/14	令和8年2月2日～	対象外

別表 3

(1) 病院及び医科・歯科診療所のうち保険医療機関の指定を受けていないもの
(2) 助産所のうち令和7年4月1日から令和8年2月1日までの間に、分娩取扱実績の無いもの
(3) 歯科技工所のうち保険医療機関指定のない医療機関等を主な取引先とするもの
(4) 施術のための独立した専用施設（ビルの一室等を施術のために占有しているものを含む。）を持たない、又は令和7年4月1日から令和8年2月1日までの間に、公的医療保険（療養費）の対象となる施術の実績の無い施術所（あんま・はり・きゅう・柔道整復）
(5) 薬局のうち保険薬局の指定を受けていないもの
(6) 子ども・子育て支援法第31条第1項に基づく市町村長の確認を受けていない保育所、幼稚園又は認定子ども園
(7) 子ども・子育て支援法第43条第1項に基づく市町村長の確認を受けていない地域型保育事業所
(8) 児童福祉法第59条の2第1項の届出を行っていない認可外保育施設（なお、児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を目的とする認可外保育施設については、届出を行っているものも対象外とする。）
(9) 子ども・子育て支援法第59条に基づき市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業に該当しない放課後児童クラブ
(10) 福祉施設（障害・高齢）のうち行政当局の指定、届出の無いもの



**中山間地域等加算対象地域一覧**  
**(令和7年度医療・福祉施設等物価高騰対策支援金)**

	市町村	対象地域
1	岡山市	<p>【北区・旧御津町】</p> <p>御津石上、御津伊田、御津宇甘、御津宇垣、御津鹿瀬、御津勝尾、御津金川、御津川高、御津北野、御津草生、御津国ヶ原、御津河内、御津虎倉、御津紙工、御津下田、御津新庄、御津高津、御津中泉、御津中畑、御津中牧、御津中山、御津野々口、御津平岡西、御津矢知、御津矢原、御津吉尾、御津芳谷</p> <p>【北区・旧建部町の一部(旧福渡町を除く区域)】</p> <p>建部町市場、建部町大田、建部町小倉、建部町桜、建部町三明寺、建部町品田、建部町建部上、建部町田地子、建部町鶴田、建部町角石畝、建部町角石谷、建部町富沢、建部町中田、建部町西原、建部町土師方、建部町宮地、建部町吉田、建部町和田南</p> <p>【北区・その他の地域(旧御津町との境付近)】</p> <p>石妻、杉谷、畑鮎、山上</p> <p>【東区・犬島地域】</p> <p>犬島</p>
2	倉敷市	<p>【児島諸島地域】</p> <p>松島、六口島</p>
3	津山市	全地域
4	玉野市	<p>【石島諸島地域】</p> <p>石島</p>
5	笠岡市	<p>【笠岡諸島地域】</p> <p>高島、白石島、北木島、真鍋島、小飛島、大飛島、六島</p> <p>【旧神島内村】</p> <p>入江、カブト南町、神島、新横島、拓海町、緑町、美の浜、横島</p>
6	井原市	全地域
7	総社市	<p>【旧昭和町・総社市の一部】</p> <p>榎谷、見延、宍粟、日羽、美袋、延原、種井、宇山、槁、下倉</p>
8	高梁市	全地域
9	新見市	全地域
10	備前市	全地域

	市町村	対象地域
11	瀬戸内市	【旧牛窓町】 牛窓町牛窓、牛窓町鹿忍、牛窓町千手、牛窓町長浜 【前島地域】 前島
12	赤磐市	【旧吉井町】 合田、石、石上、稻蒔、小鎌、河原屋、草生、暮田、黒沢、黒本、 光木、是里、塩木、周匝、滝山、戸津野、中勢実、中畑、中山、 西勢実、仁堀中、仁堀西、仁堀東、平山、広戸、福田、八島田 【旧赤坂町】 今井、大苺田、大屋、北佐古田、小原、坂辺、惣分、多賀、 西軽部、西窪田、東軽部、東窪田、町苺田、南佐古田、山口、 山手、由津里 【旧熊山町の一部】 奥吉原、勢力、千躰
13	真庭市	全地域
14	美作市	全地域
15	浅口市	【旧寄島町】 寄島町
16	和気町	全地域
17	早島町	—
18	里庄町	—
19	矢掛町	全地域
20	新庄村	全地域
21	鏡野町	全地域
22	勝央町	上香山
23	奈義町	全地域
24	西粟倉村	全地域
25	久米南町	全地域
26	美咲町	全地域
27	吉備中央町	全地域

個別番号		パスワード		様式第1号
施設種別	施設形態	施設区分	施設名	【分類】

記入日：令和  年  月  日

## 令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金について、下記のとおり申請及び請求します。

### 1 申請者

申請者	施設名				
	施設所在地				
	運営法人名				
	代表者名 (個人事業者名)				
連絡先	担当者名	所属	フリガナ 氏名		
	電話番号	(日中に連絡が取れる携帯番号等)		メールアドレス	

### 2 申請額

◎右上部記載の【分類】(A～R)に当てはまる欄に記入してください。

【分類】A	(533.5万円 + 8.8万円 × 病床 <sup>※</sup> 床)	×	<input type="text"/> 月	÷14月 =	<input type="text"/> 円
【分類】B	(426.8万円 + 6.4万円 × 病床 <sup>※</sup> 床)	×	<input type="text"/> 月	÷14月 =	<input type="text"/> 円
【分類】C	(213.4万円 + 3.3万円 × 病床 <sup>※</sup> 床)	×	<input type="text"/> 月	÷14月 =	<input type="text"/> 円
【分類】D	(106.7万円 + 3.3万円 × 病床 <sup>※</sup> 床)	×	<input type="text"/> 月	÷14月 =	<input type="text"/> 円
【分類】E	(26.6万円 + 4.0万円 × 病床 <sup>※</sup> 床)	×	<input type="text"/> 月	÷14月 =	<input type="text"/> 円
【分類】F	(7.4万円 + 4.8万円 × 病床 <sup>※</sup> 床)	×	<input type="text"/> 月	÷14月 =	<input type="text"/> 円
【分類】G	12.7万円	×	<input type="text"/> 月	÷14月 =	<input type="text"/> 円
【分類】H	7.4万円	×	<input type="text"/> 月	÷14月 =	<input type="text"/> 円
【分類】I	(7.4万円 + 2.4万円 × 加算 <sup>↑</sup> )	×	<input type="text"/> 月	÷14月 =	<input type="text"/> 円
【分類】J	(160.0万円 + 2.8万円 × 定員 <sup>※</sup> 名)	×	<input type="text"/> 月	÷14月 =	<input type="text"/> 円
【分類】K	(42.5万円 + 2.8万円 × 定員 <sup>※</sup> 名)	×	<input type="text"/> 月	÷14月 =	<input type="text"/> 円
【分類】L	(21.1万円 + 1.9万円 × 定員 <sup>※</sup> 名)	×	<input type="text"/> 月	÷14月 =	<input type="text"/> 円
【分類】M	21.1万円	×	<input type="text"/> 月	÷14月 =	<input type="text"/> 円
【分類】N	6.2万円	×	<input type="text"/> 月	÷14月 =	<input type="text"/> 円
【分類】O	(6.2万円 + 2.4万円 × 加算 <sup>↑</sup> )	×	<input type="text"/> 月	÷14月 =	<input type="text"/> 円
【分類】P	(21.1万円 + 2.8万円 × 定員 <sup>※</sup> 名)	×	<input type="text"/> 月	÷14月 =	<input type="text"/> 円
【分類】R	(42.5万円 + 1.9万円 × 定員 <sup>※</sup> 名)	×	<input type="text"/> 月	÷14月 =	<input type="text"/> 円

※R7.4.1～R8.2.1の間の最大稼働定員数を記載してください。別表2の月割率を参考に数字を記載してください。

千円未満切り捨て

### 3 口座情報

振込先	金融機関及び店舗名		金融機関コード	店舗コード	預金種別	口座番号 (右詰めで記入)			
	銀行・農協 金庫・信組	支店			1普通 2当座 9その他				
	口座名義 (カタカナ)								

※ 口座名義は申請者と一致していること。

裏面に続く

#### 4 誓約（支給要件等チェック項目）

※下のすべての口欄に✓が無いものは受け付けることができません。

支給要件（交付要綱、Q & Aを参照してください。）	
<input type="checkbox"/>	次の対象外要件に該当していませんか。 ・令和8年2月2日以後に運営を開始した施設 ・申請日時点で休止中の施設、又は休止・廃止予定のある施設 ・県税の滞納がある施設 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当する施設
<input type="checkbox"/>	次の施設区分ごとの対象外要件に該当していませんか。 ・病院及び内科・歯科診療所のうち保険医療機関の指定を受けていないもの ・助産所のうち令和7年4月1日から令和8年2月1日までの間に、分娩取扱実績の無いもの ・歯科技工所のうち保険医療機関指定のない医療機関等を主な取引先とするもの ・施術のための独立した専用施設（ビルの一室等を施術のために占有しているものを含む。）を持たない、又は令和7年4月1日から令和8年2月1日までの間に、公的医療保険（療養費）の対象となる施術の実績の無い施術所（あんま・はり・きゅう・柔道整復） ・薬局のうち保険薬局の指定を受けていないもの ・子ども・子育て支援法第31条第1項に基づく市町村長の確認を受けていない保育所、幼稚園又は認定こども園 ・子ども・子育て支援法第43条第1項に基づく市町村長の確認を受けていない地域型保育事業所 ・児童福祉法第59条の2第1項の届出を行っていない認可外保育施設（なお、児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を目的とする認可外保育施設については、届出を行っているものも対象外とする。） ・子ども・子育て支援法第59条に基づき市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業に該当しない放課後児童クラブ ・福祉施設（障害・高齢）のうち行政当局の指定、届出の無いもの
誓約	
<input type="checkbox"/>	私は、令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金を申請するにあたり、交付要綱及びQ & Aに掲げの内容を理解し、申請内容に虚偽がないことを誓約します。なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
最終確認	
<input type="checkbox"/>	申請内容・口座情報及び誓約（支給要件等チェック項目）に間違いはありません。

#### 5 提出書類

①令和7年度岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）

②振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し（別紙「預金通帳等の写しの注意事項」を参照）

※通帳表紙と通帳の2ページ目（カタカナでの名義・口座番号が記載されている部分）の写し

※ゆうちょ銀行の場合は、通帳の3ページ目（店名・店番、口座番号）の写しも添付してください。

※電子申請の場合は、PDFファイル又は写真データ（JPEG、PNG等）を添付し、提出してください。  
（Word、Excelは不可）

#### 6 申請期限

【電子申請】令和8年4月20日(月) 23:59

【郵送】令和8年4月20日(月)の消印有効